



東京税理士会データ通信協同組合情報事業資料

更正の理由附記に不備があり違法と判断/納税者勝訴!

～収益事業該当性を判断する前に理由附記の不備で処分取消し～

国税通則法の改正により、国税に関する法律に基づく処分（申請に対する処分又は不利益処分）全てについて、理由附記の対象となりました。国税庁では、その対応の一つとして、「処分の理由附記に係る通知書等の編集機能」の強化を図り、税務調査手続等研修において職員に周知しています。

今回は、理由附記の記載に不備があるとして、更正処分等を取り消した事例を紹介します（平成25年1月18日大阪高裁判決・原判決取消し・全部取消し・確定・Z888-1755）。

∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞

1. 事案の概要

本件は、財団法人である控訴人が、法人税について受けた更正処分等は非収益事業に対する課税であり違法であるなどとして、更正処分等の取消しを求める事案です。

地裁は、控訴人は、し尿収集運搬業務等の事務の委託を受ける業を、継続して事業場を設けて行っているのであるから、各事業が「請負業（事務処理の委託を受ける業を含む。）」に当たることは明らかであるなどとして、控訴人の請求を棄却しました。

2. 裁判所の判断

高裁では、収益事業該当性の判断をするまでもなく、本件附記理由は、法人税法130条の求める理由附記として不備であり違法であるとして、原判決を取り消し、更正処分等の全部を取り消しました。

① 控訴人の行う各事業が収益事業に該当するとの判断をするにあたっては、法令及び通達に関する判断を経る必要があると解される。

ところが、本件附記理由は、収益事業の収入に該当すると認定した収入の金額については、契約書に基づきその算定過程について具体的に記載するものであるが、法適用に関しては、「法人税法2条13号に規定する収益事業の収入に該当する」との結論を記載するにとどまり、なぜ収益事業の収入に該当するのかについての法令等の適用関係や、なぜそのように解釈するのかの判断過程についての記載が一切ない。

② 各更正処分については、控訴人は、昭和47年の設立後事業を始めた当初から平成19年までの長年にわたり、公益事業部門に区分して経理していた事業については、非課税であることを前提に税務申告を行ってきたことなどの事実を照らせば、行政処分庁の判断の慎重、合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、更正の理由を相手方に知らせて不服申立ての便宜を与える必要があるのは、主として、本件各事業が実費弁償により行われているといえるのか、実費弁償通達が適用されるのかとの点にあったものと考えられるところ、本件附記理由はこの点について何ら記載するものではなく、行政処分庁の判断過程を検証することができない。

③ 被控訴人は、法の適用については結論のみを示せば足り、本件附記理由は法人税法130条の求める要件を満たすものであるとして、最高裁昭和60年判決の事案では、法的判断の結論のみが記載され、判断過程や下位法規の検討結果、適用条文についても具体的に記載されていなかった旨主張する。

しかし、最高裁昭和60年判決は、附記理由が、課税庁の判断過程を省略することなしに記載しており、課税庁が自己の判断過程を逐一検証できることが、課税庁の恣意抑制という理由附記制度の趣旨目的に合致するところであるとしていることから、帳簿記載を否認しない更正の理由附記においても、課税庁の判断過程すなわち下位法規の検討結果や適用条文についても記載することが必要との前提をとっていることが明らかである。

④ 本件附記理由の記載によって、実費弁償となっていないとする処分行政庁の判断過程を検証することが可能であるとは認めがたいところであるし、処分行政庁の判断過程が控訴人に示されたこととみることは困難である。
(税法データベース編集室 大高由美子)

◇以上の判決について詳細（全文・A4判17頁）が必要な方は、送料実費とも1,500円（税込み）で頒布しますので下記宛にご一報ください。